

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課) 一
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 二
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 二
- 土地改良区の定款変更の認可(二件) (同) 三
- 公告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (デジタルみやぎ推進課) 三
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告 (循環型社会推進課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁生涯学習課) 四
- 正誤
- 宮城県公報第三四二号(令和四年九月三十日付け)別冊中 六
- 宮城県告示第七十号  
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。  
令和四年十月十四日

## 告示

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇二二〇二五七	児童発達支援事業所 chouchou(シュウ)石巻市鹿又字中山五	児童発達支援	株式会社ライフピイス	令和四年十月一日
○四五一五〇〇八三九	みのり大崎市三本木字西沢三一番地二	放課後等デイサービス	有限会社高橋商運	令和四年十月一日

## ○宮城県告示第七百一十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和四年十月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇二〇〇一四一	石巻市社協北部地区ホームヘルパーセンター石巻市小船越字山畑四一七番地五四	居宅介護	石巻市社会福祉協議会	令和四年九月三十日
○四一二二〇〇三四七	南桜ヶアサービス 柴田郡大河原町字南桜町四番地一四	行動援護	有限会社ケイ	令和四年九月三十日
○四三〇五〇〇五〇四	相談支援事業所 陽だまり 気仙沼市古町三丁目三番八号	地域移行支援 地域定着支援	一般社団法人かもみくる	令和四年九月三十日

## ○宮城県告示第七百一十二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百一十三条の三第三項の規定により公告する。

令和四年十月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日

針生前 農業競争力強化基盤整備事業（農地整備） 令和四年五月十一日

○宮城県告示第七百十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

令和四年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

令和四年十月十四日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
株式会社丸善建業 岩井 正幸	仙台市若林区中倉二丁目十九番二十号	般一 第一万七千三百九十三号
株式会社ケーエムイー 保坂 公悦	一 仙台市太白区中田町字前沖百二十四番地	般一三十 第一万八千六百六十三号
株式会社越後屋 三井 孝一	塩竈市北浜二丁目十一一三十七	般一 第二万九千九百七十一号

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確認できず、令和四年八月三十日付け宮城県告示第六百十号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

○宮城県告示第七百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、伊豆沼土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和四年十月十四日

宮城県東部地方振興事務所

一 就任した者

所長 小林 一 裕

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和四年九月二十六日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
令和四年九月二十六日	及川 幸男	登米市迫町新田字倉崎二百八番地	理事
令和四年九月二十六日	大場 一夫	栗原市若柳字上畑岡大森六十五番地	理事
令和四年九月二十六日	狩野 勝	一 栗原市若柳字下畑岡内谷川十三番地	理事
令和四年九月二十六日	相澤 宏	登米市迫町新田字番屋六十六番地四	理事
令和四年九月二十六日	新田 信悦	登米市迫町新田字山ノ神九十三番地	理事
令和四年九月二十六日	伊藤 昭博	地 登米市迫町新田字西坂戸百四十二番地	理事
令和四年九月二十六日	鈴木 一孝	栗原市若柳字上畑岡米ヶ浦七十四番地	理事
令和四年九月二十六日	高橋 博	栗原市若柳字上畑岡夷穴二百十六番地七	理事
令和四年九月二十六日	千葉 豊茂	栗原市若柳字下畑岡大畑三百三十八番地	監事
令和四年九月二十六日	菅原 精一	登米市迫町新田字松原三十七番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和四年九月二十五日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
令和四年九月二十五日	及川 幸男	登米市迫町新田字倉崎二百八番地	理事
令和四年九月二十五日	大場 一夫	栗原市若柳字上畑岡大森六十五番地	理事
令和四年九月二十五日	相澤 宏	登米市迫町新田字番屋六十六番地四	理事

令和四年九月二十五日	新田 信悦	登米市迫町新田字山ノ神九十三番地	理事
令和四年九月二十五日	鈴木 一孝	栗原市若柳字上畑岡米ヶ浦七十四番地	理事
令和四年九月二十五日	高橋 博	栗原市若柳字上畑岡夷穴二百十六番地七	理事
令和四年九月二十五日	千葉 豊茂	栗原市若柳字下畑岡大畑三百三十八番地	監事
令和四年九月二十五日	伊藤 昭博	登米市迫町新田字西坂戸百四十二番地	監事

○宮城県告示第七百十五号

登米市豊里町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、令和四年十月四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 一裕

○宮城県告示第七百十六号

伊豆沼土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、令和四年十月四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 一裕

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和5年度情報通信ネットワーク構築支援業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年十月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 I T b o o k株式会社 東京都江東区豊洲三丁目二番二十四号

五 落札金額 三千九百三十八万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年八月二十三日

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

第十二条第一項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確認することができないため、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、保管事業者が二の期限までに三の措置を講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することができる。

令和四年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所 宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字倉石岳国有林六林班

二 措置の期限 令和四年十一月十四日

三 講ずべき措置の内容

(一) 一の場所において使用されていた表の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。）に対し処分の委託を行うこと。

(二) (一)の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の運搬を委託する場合には、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対して運搬の委託を行うこと。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	高圧進相コンデンサ
定格容量	三十キロボルトアンペア

製造者	日本コンデンサ工業株式会社
型式	T P E ー 六 五 〇 三 〇 R
製造年	一九七一年
台数	一台
重量	二十五キログラム

四 問合せ先

宮城県環境生活部循環型社会推進課

電話 〇二二二二一一二四六三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達役務の名称及び数量 宮城県図書館所蔵品デジタル化業務 一式
  - 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 契約締結日から令和五年三月十日まで
  - 4 履行場所 宮城県仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。  
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）（第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三五）へ令和四年十月十九日（水）午後五時までに提出すること。

### 三 入札書の提出場所等

#### 1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-18423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和四年十月二十日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和四年十月十七日（月）午後五時までに2あて申し出ること。

なお、担当者が不在の場合は、担当班あて申し出ること。

#### 4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十月二十五日（火）午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

令和四年十月二十七日（木）午前九時から令和四年十月三十一日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

令和四年十月二十七日（木）午前九時から令和四年十月三十一日（月）午後五時まで（郵送により提出する場合は、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達するように提出すること。）ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(三) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

#### 6 開札の日時及び場所

令和四年十一月一日（火）午前10時 宮城県行政庁舎十五階 生涯学習課内

#### 四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

#### 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

#### 六 概要

##### Summary

1 Nature and Quantity of Services to be Procured : Digitalization of Miyagi Prefectural Library's collection (1 set)

2 Contract Period : From day of contract settlement to March 10, 2023

- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Library
- 4 Deadline and Pace for Bid Submission : October 31, 2022 (Mon), 5 : 00 pm. Social Education Facilities Management Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government
- 5 Time and Place for Bid Selection : November 1, 2022 (Tue), 10:00 am. Life-Long Learning Division office, 15<sup>th</sup> floor of the Miyagi Prefectural Government Building
- 6 Contact Information : Social Education Facilities Management Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3663
- 7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

**正 誤**

○宮城県公報第三四二号(令和四年九月三十日付け)別冊中

(4) 報告及び勧告の内容

【令和3年4月の公民較差等に基づく改定】

イ 職員の給与に関する条例の改正

(イ) 給料表

公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(ロ) 期末手当

a 令和3年12月期の支給割合

- (a) (b)以外の職員（再任用職員を除く。）  
期末手当の支給割合を1.125月分とすること。
- (b) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）  
期末手当の支給割合を0.925月分とすること。

b 令和4年6月期以降の支給割合

- (a) (b)以外の職員（再任用職員を除く。）  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分とすること。
- (b) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分とすること。

(ハ) 昇給制度

55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、57歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した職員（当該年齢に既に達している職員を含む。）に関する当該年齢に達した日の属する年度の翌年度以後における昇給について、職員の給与に関する条例第5条第5項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

正

(4) 報告及び勧告の内容

【令和3年4月の公民較差等に基づく改定】

イ 職員の給与に関する条例の改正

(イ) 給料表

公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(ロ) 期末手当

a 令和3年12月期の支給割合

- (a) (b)以外の職員（再任用職員を除く。）  
期末手当の支給割合を1.125月分とすること。
- (b) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）  
期末手当の支給割合を0.925月分とすること。

b 令和4年6月期以降の支給割合

- (a) (b)以外の職員（再任用職員を除く。）  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分とすること。
- (b) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分とすること。

誤

---

ニ 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、イのロのb、ロのロのb及びハのロのbについては令和4年4月1日から、イのイについては令和5年4月1日から実施すること。

---

ニ 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、イのロのb、ロのロのb及びハのロのbについては令和4年4月1日から実施すること。